

山梨県乳用牛検定普及推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、乳用牛群検定及び乳用種雄牛後代検定を推進することにより、山梨県内の乳用牛の能力向上を図るため、山梨県乳用牛群検定組合（以下「事業実施主体」という。）が実施する山梨県乳用牛検定普及推進事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業、補助対象経費及びその補助率)

第2条 この補助金の補助対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める日までに、補助金交付申請書（様式第1号）を知事へ提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査の上、交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を事業実施主体に通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第5条 補助金を交付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、別表に掲げる（1）乳用牛群検定の実施に要する経費及び（2）乳用種雄牛後代検定の実施に要する経費の間において、いずれか低い額の30%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 知事は、第3条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除額を減額して交付決定するものとする。

(5) 知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金は、精算払とする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払いをすることができるものとし、これを受けようとするときは、概算払請求書（様式第4号）を提出するものとする。

(実績報告)

第7条 事業実施主体は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、第3条第2項ただし書きにより交付申請をした場合において、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 事業実施主体は、第3条第2項により交付の申請をした場合において、第1項の実績報告書を提出した後、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第7号）により事業実施主体に通知するものとする。

2 知事は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前条第4項及び前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から25日以内とし、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(書類の保管)

第9条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(事業の委託)

第 10 条 事業実施主体は、補助事業の一部を知事が適当と認める者に委託して行うことができるものとし、委託団体協議書（様式第 8 号）により知事へ協議するものとする。

(その他)

第 11 条 規則及びこの要綱で定めるもののほか、補助事業の遂行に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附則 この要綱は平成 18 年 6 月 30 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附則 この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

補助対象経費	補 助 率
(1) 乳用牛群検定の実施 に要する経費	補助対象経費の 42.2%以内
(2) 乳用種雄牛後代検定 の実施に要する経費	補助対象経費の 10分の10以内

様式第 1 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体長名 印

〇〇年度山梨県乳用牛検定普及推進事業費補助金交付申請書

〇〇年度において、次のとおり山梨県乳用牛検定普及推進事業を実施したいので、山梨県乳用牛検定普及推進事業費補助金交付要綱第 3 条により〇〇円の交付を申請する。

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

事業内容	事業量 (単価、回数等)		完了予定 年 月 日	事業費	負 担 区 分		備考
					県補助金	その他	
		単価 (円)	円	円	円	円	
合 計							

III 事業完了予定 〇〇年〇〇月〇〇日

Ⅳ 収支予算

1 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
I 県補助金	円	円	円	円	
Ⅱ そ の 他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

Ⅴ 添付資料

事業の一部を委託する場合にあっては、委託団体協議書及び委託先の定款等

(注) 押印については、省略して差し支えありません。

番 号
年 月 日

(事業実施主体長名) 殿

山梨県知事

山梨県乳用牛検定普及推進事業費補助金交付決定通知書

〇年〇月〇日付けで申請のあった山梨県乳用牛検定普及推進事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和 38 年山梨県規則第 25 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第 7 条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、〇〇年〇月〇日付けで申請のあった山梨県乳用牛検定普及推進事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の 30% 以内の経費の配分の変更
 - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中において

ては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (5) 同補助金交付要綱第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うものとする。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は〇〇年4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

様式第 3 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体長名 印

〇〇年度山梨県乳用牛検定普及推進事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け、第〇〇号により補助金の交付決定があった山梨県乳用牛検定普及推進事業費補助金について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、山梨県乳用牛検定普及推進事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により申請する。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）事業の内容

（注 1） 1 変更の場合、様式第 1 号に準じて、変更前と変更後が比較対照できるよう二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載する。

2 補助金の額が増額する場合は、件名の「変更（中止・廃止）承認申請書」を「変更（中止・廃止）及び追加交付申請書」とし、本文中の「次のとおり変更したいので、山梨県乳用牛検定普及推進事業費補助金交付要綱により、補助金〇〇円を追加交付されたく申請する。」とすること。

（注 2）押印については、省略して差し支えありません。

様式第 4 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体長名 印

〇〇年度山梨県乳用牛検定普及推進事業費補助金概算払請求書

〇〇年〇〇月〇〇日付け、第〇〇号により補助金の交付決定があった山梨県乳用牛検定普及推進事業費補助金について、山梨県乳用牛検定普及推進事業費補助金交付要綱第 6 条により概算払いの申請をする。

1 概算払い請求額

2 内訳

補助金 交付決定額①	既概算 交付額②	差引額③ ①－②＝③	今回 概算請求額	備考
円	円	円	円	

3 概算払い請求の理由

4 口座振込の振込金融機関名、預金種別、口座名、口座番号

(注) 押印については、省略して差し支えありません。

様式第 5 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体長名 印

〇〇年度山梨県乳用牛検定普及推進事業費補助金実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け、第〇〇号により補助金の交付決定があった山梨県乳用牛検定普及推進事業費補助金の実績について、山梨県乳用牛検定普及推進事業費補助金交付要綱第 7 条により報告する

- (注) 1 記載様式は、別記様式第 1 号に準ずるものとする。
なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- 2 口座振替の振込金融機関名、預金種別、口座名、口座番号等を記載したものを添付すること。

(注) 押印については、省略して差し支えありません。

様式第 6 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体長名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書

年 月 日付け第 号で交付決定があった事業について、山梨県乳用牛検定普及推進事業費補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定により報告します。

1	補助金額	金	円
2	補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	金	円
4	補助金返還額	金	円

- (注) 1 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。
2 押印については、省略して差し支えありません。

様式第 7 号

番 号
年 月 日

事業実施主体長名 殿

山梨県知事

山梨県乳用牛検定普及推進事業費補助金額の確定通知書

山梨県乳用牛検定普及推進事業費補助金の交付額について、山梨県補助金等交付規則第 13 条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

確定額	金	円
概算払済み額	金	円
精算払額	金	円
返納額	金	円

様式第 8 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体長名 印

委 託 団 体 協 議 書

次のとおり山梨県乳用牛検定普及推進事業の一部委託を協議します。

- 1 委託先団体名
- 2 代表者氏名
- 3 所在地
- 4 委託する事業内容
- 5 委託理由

（注）押印については、省略して差し支えありません。